

# 日本音楽教育学会倫理綱領

## 〈前文〉

本学会は、音楽教育に関する会員相互の研究協議をとおして、音楽教育研究の振興と音楽教育活動の発展に貢献することを目的とする。この目的の実現に向けた諸活動を支え、人間の幸福と社会・文化の発展に寄与することをめざして、ここに本綱領を制定する。

## 〈基本原則〉

第1条 会員は、音楽教育の研究と実践において、そこにかかわるすべての人の基本的人権と尊厳を最大限に尊重し、誠実・公正に行動する。

## 〈研究・実践の諸活動実施における配慮〉

第2条 会員は、自らの研究・実践への参加者・協力者および社会に与える影響に十分配慮する。

第3条 会員は、研究・実践への参加者・協力者の人権を尊重し、誠実な説明を行い、同意・了解を得ることを原則とする。

第4条 会員は、研究・実践への参加者・協力者のプライバシーの保護に努め、諸活動をとおして知り得た情報を適切に管理する。

第5条 会員は、他者によるこれまでの諸成果に敬意を払い、正当に評価し、その知的財産権に配慮する。同時に、自らの成果も含めた知識・技術の公共性を自覚し、社会・文化の発展に寄与するよう努める。

第6条 会員は、研究・実践の諸活動において、人種、国籍、民族、性、地位、思想、宗教等によって差別をすることなく、個人の自由と人格を尊重する。

## 〈研究成果の公表にともなう責任〉

第7条 会員は、音楽教育の研究と実践に対する社会からの信頼と負託に応え、研究成果の積極的な公表に努める。

第8条 会員は、成果の公表に際し、あらかじめ活動への参加者・協力者の同意・了解を得ることを原則とする。また、共同研究者がいる場合には、その権利に配慮する。

第9条 会員は、成果の公表に際し、虚偽や誇張、剽窃等のないよう十分留意し、引用・参照のルールを守るとともに、自らの成果が広く吟味・検証されるよう努める。

## 〈自律的な行動規範への努力〉

第10条 会員は、本綱領の趣旨を理解し、自律した行動をとるために自己研鑽に努める。

第11条 学会は、本綱領の周知に努め、理解と実行へ向けた研鑽の機会を設ける。

## 〈抵触疑義への対応〉

第12条 会員および学会は、本綱領に則り諸活動を行う。万一本綱領に抵触する疑義がもたれる事態が生じ、申し立てがなされた場合には、会長は常任理事会に諮り、必要に応じ常任理事会のもとに調査委員会を設置して事態に対応することができる。調査委員会の規定は別に定める。

附記 本綱領は平成25年10月12日より施行する